

# 賃上げ応援奨励金FAQ(令和6年4月18日更新)

## 目次

【給付対象者関係】.....	1
1. 対象となる事業者を教えてください。.....	1
2. 対象事業者となる中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは。.....	1
3. 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。.....	2
4. 本社・本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。.....	2
5. 非営利法人(一般社団法人、NPO法人、医療法人等)や協同組合は給付対象となりますか。...	2
【給付対象の従業員】.....	3
6. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。.....	3
7. 奨励金を受け取れる上限人数はありますか。.....	3
8. 外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。.....	4
9. 国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保、歯科医師国保等)の加入者は対象となりますか。.....	4
【対象賃金】.....	4
10. 比較する基本給等の考え方を教えてください。.....	4
11. 定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。.....	4
12. 基本給には、定期昇給も含まれますか。.....	4
13. 正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。.....	5
14. 繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。.....	5
15. 従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。.....	5
【申請関係】.....	5
16. 申請方法を教えてください。.....	5
17. 労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。.....	6
18. 添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。.....	6
19. 申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。.....	6
20. 早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。.....	6
21. 提出する書類に押印は必要ですか。.....	6
22. 申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。.....	7
23. 国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。.....	7
24. 第1回受付が申込多数で抽選となり、給付対象者から外れてしまった場合、第2回受付の申請は可能ですか。.....	7
25. 奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。.....	8
26. 対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。....	8

## 【給付対象者関係】

### 1.対象となる事業者を教えてください。

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- 「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に規定する中小企業者(個人事業主を含む)。
- 市内に本社又は本店を有する法人。
- 代表者が市内に住所を有し、かつ、事業所を市内に有する個人事業主。

なお、上記要件を満たしている場合であっても、除外規定に該当する場合は対象外となります。詳細は、申請要領 3 ページをご確認ください。

### 2.対象事業者となる中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者とは。

業種	中小企業者 (いずれかを満たす場合)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員(※)の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外する。

- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者
- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ◆ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ◆

※ 常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下の(1)~(5)に該当しない者をとします。

- (1)会社役員、個人事業主
- (2)日々雇い入れられる者
- (3)2 か月以内の期間を定めて使用される者
- (4)季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者
- (5)試の使用期間中(入社後 14 日間)の者

### **3.複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。**

法人単位での申請となりますので、市内に複数店舗を経営していても申請は1回限りとなります。

ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。

### **4.本社・本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、給付対象者となりますか。**

給付対象外です。市内に本社または本店を有する中小企業が対象となります。

### **5.非営利法人(一般社団法人、NPO法人、医療法人等)や協同組合は給付対象となりますか。**

給付対象外です。市内に本社または本店を有する中小企業が対象となります。

※【給付対象者関係】の設問1・2をご確認ください。

## 【給付対象の従業員】

### 6. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。

対象となる法人や個人事業主に雇用されている市内在住の「正規従業員(正規雇用労働者)」及び「非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)」で、下記賃上げ対象期間に定められた率以上に賃上げを実施した従業員。

#### ◆ 正規従業員(正規雇用労働者)

期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、健康保険(又は船員保険)、厚生年金保険の全てに加入している者。

※波線部は、健康保険法または船員保険法に基づく医療保険

#### ◆ 非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)

「正規従業員」以外の者で、雇用保険に加入している者。

※対象外となる者

- ① 役員・個人事業主本人は対象外です。
- ② 賃金台帳にて賃上げ前後の給与支払実績(賃上げ前後の賃金台帳が用意できるか)を確認するため、現在産休中・育休中で、給与支払実績がない場合は対象外です。

<賃上げ率>

	正規従業員 (正規雇用労働者)	非正規従業員 (正規雇用労働者以外の労働者)
対象賃金	基本給	時給、日給、週給、月給、年俸
賃上げ率	2.5%以上	7.0%以上

<賃上げ対象期間>

対象期間は、令和6年1月1日から令和6年10月31日までの間で、賃上げ後の最初の賃金支給日が基準日となります。

### 7. 奨励金を受け取れる上限人数はありますか。

- 1事業者あたりの給付上限人数は10人で、給付上限額は50万円(5万円×10人)となります。
- 1事業者、1回限りの給付となります。第1回受付と第2回受付の両方を給付することはできません。
- 松山市全体で5,000人分を上限とし、申請多数の場合は、抽選により給付対象者を決定します。  
第1回受付期間：2,500人分  
第2回受付期間：2,500人分  
※第1回受付が予算内で終了した場合、残額は第2回受付分として取扱います。

## 8.外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。

対象となります。要件に該当すれば、国籍は問いません。

## 9.国民健康保険法に定められた医療保険(建設国保 等)の加入者は対象となりますか。

対象となりません。健康保険法に基づく医療保険の被保険者が対象となります。

### 【対象賃金】

## 10.比較する基本給等の考え方を教えてください。

実際に支払われる賃金から下記手当等を除いたものとなります。

- 出産祝い金など、臨時的に支払われるもの
- 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当
- 所定外給与(時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など)
- 通勤手当、扶養手当など

詳細は、申請要領 4 ページをご確認ください。

## 11.定額の手当(役職手当など)は、賃上げの対象となりますか。

対象となりません。基本給のみの賃上げが要件となります。

## 12.基本給には、定期昇給も含まれますか。

定期昇給も含みます。

### 13.正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。

対象となります。給与の支払方法で区別はしていません。

### 14.繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。

(例) 平常時 : 時給 950 円 繁忙期(GW、お盆、年末年始) : 1,100 円

本事業の給付要件として、非正規従業員(時給)の場合、7.0%以上の賃上げを実施することを要件としています。この場合、対象従業員の最も低い時給(基本的な賃金)が比較対象となります。

また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が比較対象となります。

### 15.従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。

対象となりません。それぞれの店舗での賃上げが要件となります。

## 【申請関係】

### 16.申請方法を教えてください。

申請方法は、パソコンやスマートフォンを使用して、WEB上で申請手続きを行う「オンライン申請」をお願いします。

ただし、オンライン申請が難しい場合、紙の申請書を使用した「郵送申請」でも受付します。

- ⇒ オンライン申請の詳細については、申請要領 5 ページをご確認ください。
- ⇒ 郵送申請の詳細については、申請要領 19 ページをご確認ください。

## 17.労働条件通知書(又は雇用契約書)及び賃金台帳では、具体的に何を 確認しますか。

- 労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人(個人事業主)に雇用されている事実、社会保険への加入状況等を確認します。
- 賃金台帳では、賃上げ前後の基本給等を確認します。  
※ 雇用契約書又は労働条件通知書で賃上げ前後の基本給等が分かる場合であっても、賃金台帳の提出は必要です。

## 18.添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。

賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられているものとされていますので、賃金台帳の写しを提出してください。

## 19.申請を行わなかった(忘れていた)場合は、どうなりますか。

申請期間を過ぎた場合は、その期間での受付はできません。

ただし、第1回受付期間に提出を忘れた場合は、第2回受付期間で申請は可能です。

【第1回受付】令和6年1月24日(水)～令和6年5月31日(金)

【第2回受付】令和6年8月1日(木)～令和6年11月30日(土)

## 20.早い段階で申請をすれば、奨励金を早期に給付してもらえますか。

- 奨励金の給付は、受付期間終了後となります。例えば、2月1日申請と4月30日申請であれば、同じ第1回受付期間での受付となりますので、奨励金の給付時期は同時期になります。

## 21.提出する書類に押印は必要ですか。

- 雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。
- 労働条件通知書、賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。

## 22.申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。

(例)

- 雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。
- 雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出いただくことになります。

## 23.国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。

併給可能。

□ 国「業務改善助成金」

→一定率の賃上げを要件という点は共通していますが、補助対象は設備導入費用である点が異なるため、併給可能です。

□ 国「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」

→同助成金コースは、非正規から正規への転換による該当従業員の待遇改善を目的にしており、本奨励金とは制度内容が異なるため、併給可能です。

併給不可。

□ 国「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」

→同助成金コースは、有期雇用労働者の賃金規定を増額した場合に受給可能となり、本奨励金と同様の内容であるため、併給はできません。

## 24.第1回受付が申込多数で抽選となり、給付対象者から外れてしまった場合、第2回受付の申請は可能ですか。

可能です。但し、再度、申請が必要です。



**25.奨励金を給付後、賃金を引き下げる事となった場合、返還等の義務が発生しますか。**

虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けたときなどが確認され、本市が不適切と認めるときは、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じることがあります。

また、状況によっては、給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

**26.対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。**

対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠書類(賃金台帳等の写し)が必要です。